

市報第6号

横浜市市税条例の一部改正についての専決処分報告

横浜市市税条例の一部改正については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第179条第1項の規定を適用し、令和6年4月1日市長において次のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告する。

承認願いたい。

令和6年5月23日提出

横浜市長 山中竹春

横浜市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年4月1日

横浜市長 山中竹春

横浜市条例第27号

横浜市市税条例の一部を改正する条例

横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第9条の4の2の次に次の5条を加える。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第9条の4の3 令和6年度分の個人の市民税に限り、特別税額控除対象納税義務者（法附則第5条の8第1項に規定する特別税額控除対象納税義務者をいう。附則第9条の4の7において同じ。）の市民税の所得割の額から控除する令和6年度分特別税額控除額（法附則第5条の8第4項の市町村民税に係る令和6年度分特別税額控除額をいう。）については、同項から同条第6項までの

規定を適用する。

(令和6年度分の個人の市民税の普通徴収に関する特例)

第9条の4の4 令和6年度分の個人の市民税に限り、第31条の規定により普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税（第33条の5の2第3項及び第40条の9の規定により徴収するものを除く。）の第32条に規定する納期における徴収については、法附則第5条の9の規定を適用する。

(令和6年度分の給与所得に係る個人の市民税の特別徴収に関する特例)

第9条の4の5 附則第9条の4の3の規定により適用される法附則第5条の8第4項及び第5項の規定の適用がある場合における第33条の4第1項の規定の適用については、令和6年度分の個人の市民税に限り、同項中「12分の1」とあるのは「11分の1」と、「6月」とあるのは「7月」とする。

(令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収に関する特例)

第9条の4の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、第33条の5の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する第33条の2第4項に規定する公的年金等（以下この条において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の市民税の徴収及び第33条の5の2第3項の規定により普通徴収の方法によって徴収する公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の徴収については、法附則第5条の11の規定を適用する。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第9条の4の7 令和7年度分の個人の市民税に限り、特別税額控

除対象納税義務者（法附則第5条の12第3項に規定する同一生計配偶者を有するものに限る。）の市民税の所得割の額から控除する令和7年度分特別税額控除額（同項の市町村民税に係る令和7年度分特別税額控除額をいう。）については、同項及び同条第4項の規定を適用する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

参 考

横浜市市税条例（抜粋）

$\left(\frac{\text{上段}}{\text{下段}} \frac{\text{改正後}}{\text{改正前}} \right)$

附 則

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第9条の4の3 令和6年度分の個人の市民税に限り、特別税額控除対象納税義務者（法附則第5条の8第1項に規定する特別税額控除対象納税義務者をいう。附則第9条の4の7において同じ。）の市民税の所得割の額から控除する令和6年度分特別税額控除額（法附則第5条の8第4項の市町村民税に係る令和6年度分特別税額控除額をいう。）については、同項から同条第6項までの規定を適用する。

（令和6年度分の個人の市民税の普通徴収に関する特例）

第9条の4の4 令和6年度分の個人の市民税に限り、第31条の規定により普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税（第33条の5の2第3項及び第40条の9の規定により徴収するものを除く。）の第32条に規定する納期における徴収については、法附則第5条の9の規定を適用する。

（令和6年度分の給与所得に係る個人の市民税の特別徴収に関する特例）

第9条の4の5 附則第9条の4の3の規定により適用される法附則第5条の8第4項及び第5項の規定の適用がある場合における第33条の4第1項の規定の適用については、令和6年度分の個人の市民税に限り、同項中「12分の1」とあるのは「11分の1」と、「6月」とあるのは「7月」とする。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収に関する特例）

第9条の4の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、第33条の5の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する第33条の2第4項に規定する公的年金等（以下この条において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の市民税の徴収及び第33条の5の2第3項の規定により普通徴収の方法によって徴収する公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の徴収については、法附則第5条の11の規定を適用する。

（令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第9条の4の7 令和7年度分の個人の市民税に限り、特別税額控除対象納税義務者（法附則第5条の12第3項に規定する同一生計配偶者を有するものに限る。）の市民税の所得割の額から控除する令和7年度分特別税額控除額（同項の市町村民税に係る令和7年度分特別税額控除額をいう。）については、同項及び同条第4項の規定を適用する。

地方自治法（抜粋）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又

は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(第4項省略)